

**土壤汚染対策法第4条第1項に基づく
土地の形質の変更届出書作成の手引き**

**令和6年4月
松江市環境エネルギー部環境対策課**

目 次

1. 届出の必要な行為、義務者、期限について	
(1) 概要	• p. 1
(2) 届出の対象となる行為	• p. 1
(3) 届出の対象外となる場合について	• p. 2
(4) 届出義務者について	• p. 3
(5) 届出の期限について	• p. 3
2. 届出の流れ	• p. 4
3. 届出書類	
(1) 届出書類一覧	• p. 5
(2) 提出先	• p. 6
(3) 届出様式等の入手先	• p. 6
【記載例】一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	• p. 7
【作成例】添付書類関係	• p. 8
4. よくある質問（Q&A）	• p. 10
【参考】要措置区域の指定に係る基準及び地下水基準	• p. 12

1. 届出の必要な行為、義務者、期限について

(1) 概要

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」といいます。）は、平成31年4月1日に改正法が施行されました。この法律は、土壤汚染の状況を把握することにより、人の健康被害を防止するための対策を実施し、もって国民の健康を保護することを目的としています。

土地の形質の変更は、汚染された土壤の飛散や、汚染された土壤が帶水層に接することによる地下水汚染の発生等のリスクを伴うものです。具体的には、有害物質を含んだ地下水を井戸から飲むことによるリスクや、子どもが砂場遊びをして手についた土を口にすることによるリスクなどです。

そのため、一定の規模以上の「土地の形質の変更」を行う場合は、その旨を事前に届け出る必要があります。なお、法における「土地の形質の変更」とは、掘削（切土）、盛土を問わず土地の形状を変更する行為全般を指します。

松江市長は、届出を受理した場合であって、かつ当該土地において土壤汚染のおそれがあると認めるときは、土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができます。

(2) 届出義務の対象となる行為

予定している土地の形質の変更が、次に示す要件のいずれにも該当する場合、法第4条第1項に基づく届出義務の対象となります。（次ページ（3）に示す届出の対象外となる場合を除く）

要件1：次のいずれかの場合に該当する「土地の形質の変更」であること。

- ① 50cm以上^{未満}の掘削を伴う場合。
- ② 50cm以上^{未満}の掘削であって、その土壤を工事範囲外に搬出する場合。

要件2：50cm以上^{未満}の掘削を含むすべての掘削及び盛土を行う面積の合計が3,000m²（水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設等に係る土地は900m²）以上であること。

なお、届出義務が生じるのは、掘削を伴う場合のみですので、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合には、面積に関わらず届出は不要となります。

注：同一の手続きにおいて届け出る範囲について

異なる敷地で行われる行為であっても、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、土地の形質の変更部分の面積を合計して3,000m²以上となる場合には、全体を一つの行為とみて届出の対象とします。

(3) 届出の対象外となる場合について

法に定める一定の規模以上の土地の形質の変更であっても、届出の対象外となる場合があります。届出の対象外となる行為は、法第4条第1項及び施行規則第25条第1号～第4号において、次のように規定されています。

土壤汚染対策法 第四条第一項（抜粋）

- 一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

土壤汚染対策法施行規則（抜粋）

（土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第二十五条 法第四条第一項第二号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次（イ、ロ、ハ）のいずれにも該当しない行為

イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。

ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。

ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。

二 農業を営むために通常行われる行為であって、前号イに該当しないもの

三 林業の用に供する作業路網の整備であって、第一号イに該当しないもの

四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

一 次のいずれにも該当しない行為について

- ・「土壤の飛散又は流出」とは、形質変更を行う場所からの土壤の飛散又は流出を指し、防塵ネットの使用や、集水溝を設け、土壤をシートで覆うなどの外部への流出防止や飛散防止のための対策が行われる場合に限り、届出の対象外となります。
- ・「土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル以上であること」については、土地の形質の変更に係る部分の中に一部でも地表から深さ50cm以上掘削（切土）する場所があれば、届出の対象となります。
- ・「土地の形質の変更に係る部分」の基準面となるのは、アスファルト等の構造物を含んだ現在の地表面です。

二 農業を営むために通常行われる行為であって、前号イに該当しないもの

- ・農地等（農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。）において、農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為をいい、具体的には、耕起、収穫などです。なお、土地改良事業のように通常の土木工事と同視することができるものは、届出の対象となります。

三 林業の用に供する作業路網の整備であって、第一号イに該当しないもの

- ・届出の対象外となるのは一時的な作業道を整備する場合に限られ、二号と同様、林道など通常の土木工事と同視することができるものは、届出の対象となります。

四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

- ・採石場での切り出し等、表土を伴わない行為は届出対象外です。

土壤汚染対策法 第四条第一項（抜粋）

三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

- ・非常災害のために必要な応急措置については、緊急を要し、やむを得ない行為であることから、届出の対象外としています。なお、非常災害とは洪水や地震等の自然災害等のことを持します。

（4）届出義務者について

届出の義務を負うのは「土地の形質の変更をしようとする者」であり、具体的には“計画内容を決定する者”です。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では開発業者等が、工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者が該当します。

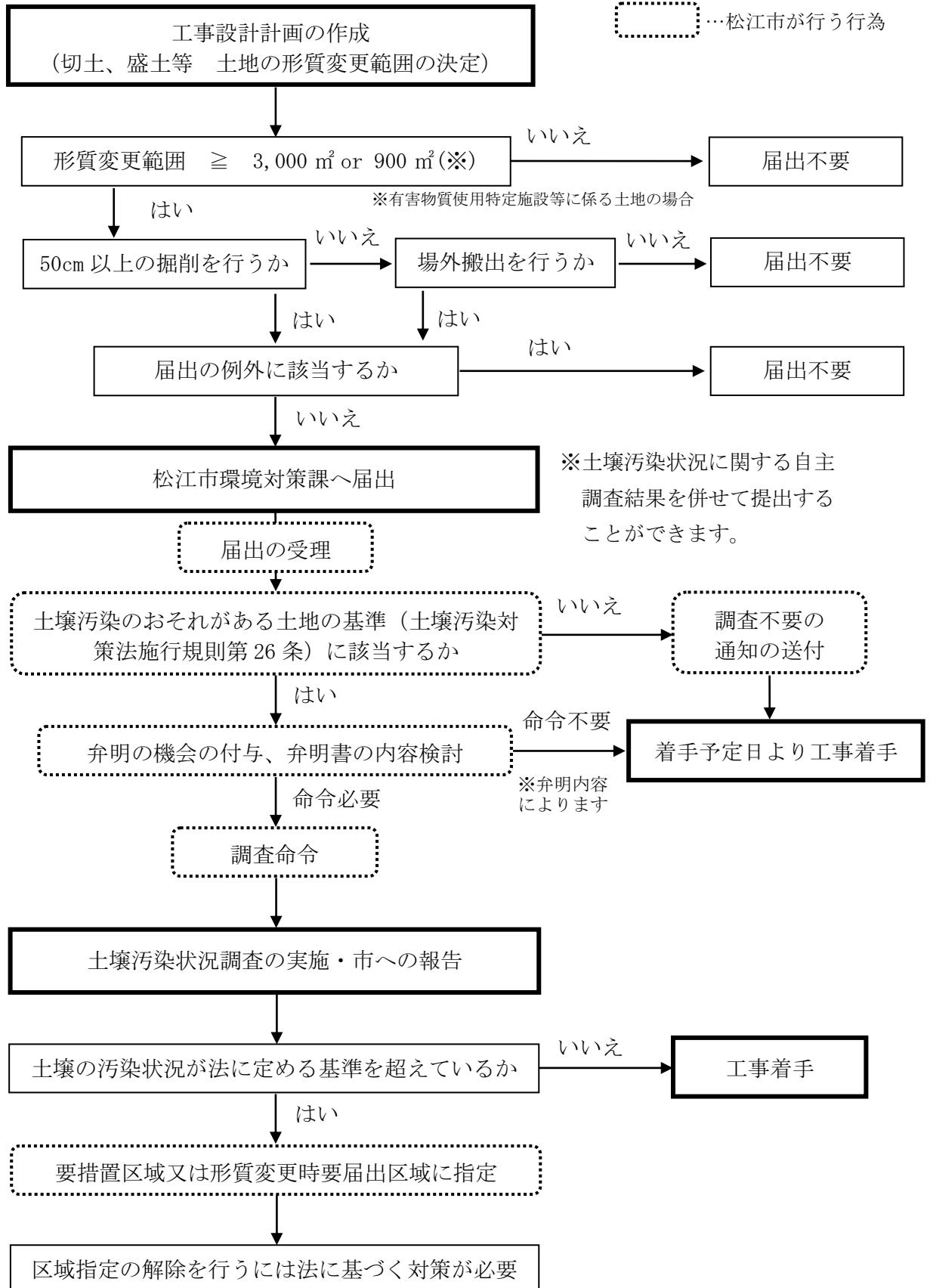
（5）届出の期限について

届出は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに行わなければなりません。「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

届出を行わない場合は、工事着手が遅れることとなり、事業全体の進捗状況にも影響が生じる可能性があります。このような問題が起こるのを防ぐため、対象となる案件がある場合は、できるだけ早期に松江市環境対策課へご相談ください。

また、届出書の内容によっては、記入事項の修正や資料の差し替えをしていた場合があります。届出をされる方のご負担を減らすためにも、提出前に一度環境対策課までご相談ください。

2. 届出の流れ



3. 届出書類

(1) 届出書類一覧

1 届出書 **必 須**

①一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）

- ・7ページの記載例を参考に作成してください。
- ・住居表示がある場合は、住居表示も記載してください。
- ・形質の変更を行う土地の所在地について、届出書中で「別紙のとおり」と記載した場合は、8ページの作成例1を参考に、地番の一覧表を別紙として作成し、添付してください。土地調書等でも構いません。

2 添付書類 **必 須**

②位置図（案内図、開発区域図等）

- ・8ページの作成例2を参考に作成してください。

③形質の変更をしようとする場所を明らかにした平図面、立面図及び断面図

- ・「平面図」については、9ページの作成例3を参考に、掘削（切土）する部分と盛土する部分を色分けし、それぞれの面積を記載した凡例を載せた図面を作成、添付してください。
- ・「断面図」については、形質の変更をする場所の掘削深度が分かる切図・断面図等の図面を添付してください。

④土地の所有者等を確認できる書類

- ・登記事項証明書及び公図の写し等
- ・登記事項証明書及び公図は、現状が記載されており過去1年以内に交付されたものを提出してください（複写可）。

(2) 提出先（問い合わせ先）

届出書の提出先は、以下のとおりです。

松江市 環境エネルギー部 環境対策課 生活環境係
〒690-0826 島根県松江市学園南1丁目20番43号（松江市環境センター）
電話 0852-55-5274（直通）
メールアドレス kankyou-taisaku@city.matsue.lg.jp



(3) 届出様式等の入手先

届出書類の様式等は、松江市の土壤汚染対策のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

ホームページアドレスは、以下のとおりです。

https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/kankyo-haikibutsu/13/6070.html

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

(あて先) 松江市長

①届出者が法人の場合は、
代表者の氏名も記入

年 月 日

島根県松江市○○町○丁目○番○号

○○開発株式会社

届出者 代表取締役 ○○ ○○

②該当の条項に丸をする

土壤汚染対策法 第3条第7項
第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の

とおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	(住居表示) 松江市○○町○丁目○番○号 (地番表示) 松江市○○町○丁目△番△ 【筆が多数にわたり記載できない場合】 松江市○○町○丁目△番 他×筆 一覧は別紙のとおり (位置図) 別紙のとおり	③住居表示と地番を併記 ④全ての地番を記入。記載しきれない場合は別紙可【p.8 作成例1 参照】 ⑤所在地の分かる位置図または案内図を添付【p.8 作成例2 参照】
土地の形質の変更の場所	別紙のとおり	⑥変更の全体範囲の分かる図面を添付【作成例3】
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	面積: ○○○○.○m ² (うち掘削部分○○m ²) 深さ: 別紙のとおり	
土地の形質の変更の着手予定日	○○年○○月○○日	⑦代表的な断面が分かる図面を添付
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	⑧届出日の翌日を1日目と数えて、届出日から30日を経過した日以降の日付
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称 有害物質使用特定施設の種類 有害物質使用特定施設の設置場所 特定有害物質の種類	⑨水質汚濁防止法に基づく 届出の内容を記入 ※記載不要の場合は、斜線を引く
	○○株式会社 松江工場 71の2 イ 洗浄施設 別紙のとおり カドミウム、鉛およびその化合物	

【作成例 1】(必要な場合のみ)

土地の形質の変更の場所（地番）が多数あり、様式に記載できない場合は、以下に示すような一覧表を作成し、別紙として添付してください。

所在地（地番表示）		土地所有者の住所及び氏名（登記簿）
松江市〇〇町〇丁目	〇〇番 1	松江市△△町△△番地 △△ △△
	〇〇番 2	松江市□□町□□番□□ □□商事株式会社
	〇〇番 3	松江市△△町△△番地 △△ △△ 松江市××町××丁目×番×号 ×× ××
松江市〇〇町△丁目	△△番 1	...
	△△番 2	...

※記載内容は、〇〇年〇月〇日取得の土地登記簿による。

【作成例 2】 **必 須**

事業の場所が分かるような位置図（案内図、開発区域図等）を添付してください。



・市販の地図のコピーを使用する場合は、著作権者から使用承諾を取得してください。

【作成例 3】 必 須

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

工事の名称：○○商業施設の建設工事		工事の名称は必ず記載してください				
<p>The diagram illustrates a site plan with several land parcels. Parcel A (yellow) contains building [A棟]. Parcel B (yellow) contains building [B棟]. Parcel 1 (light blue) is labeled '一丁目 1番'. Parcel 2 (pink) is labeled '一丁目 2番'. Parcel 3 (light blue) is divided into '一丁目 3番 1' and '一丁目 3番 2'. A dashed blue line indicates the boundary between Parcel 1 and Parcel 3. A green rectangular outline highlights the area of building [A棟]. A blue dotted line highlights the area of building [B棟].</p>						
<p>【凡例】</p> <table border="1"><tr><td>…事業範囲</td></tr><tr><td>…盛土部分（面積○○. ○○m²）</td></tr><tr><td>…掘削(切土)部分（面積○○. ○○m²）</td></tr><tr><td>…筆界(土地の境目) ※記入は必須でない</td></tr></table>			…事業範囲	…盛土部分（面積○○. ○○m ² ）	…掘削(切土)部分（面積○○. ○○m ² ）	…筆界(土地の境目) ※記入は必須でない
…事業範囲						
…盛土部分（面積○○. ○○m ² ）						
…掘削(切土)部分（面積○○. ○○m ² ）						
…筆界(土地の境目) ※記入は必須でない						

- ・事業名（工区名、路線名等）を明記し、工事内容がわかるようにしてください。
- ・掘削部分と盛土部分を色分けし、それぞれの面積を記載した凡例をつけてください。
- ・土の入れ替え等により、掘削部分と盛土部分が重なる場合は、重複箇所が分かるよう 図面を作成してください。
- ・地番を記入してください。（記入が難しい場合は、地番の記載がある図面を別添としていただいて構いません。ただし、形質変更の範囲が明記され、平面図との比較が可能ななものに限ります。）
- ・建築物を建設する場合、建物を配置する位置も記入してください。

4. よくある質問（Q & A）

Q 1. 着工予定の 30 日前までに届出が間に合わないので、期間短縮できないか。

A 1. できません。

土壤汚染対策法には期間短縮の規定がありません。必ず、着工予定日の 30 日前までに届け出してください。（着工とは実際に土壤を掘削、盛土することを指します。）

Q 2. どのタイミングで届出を行えばよいか。

A 2. 着手の 30 日前までに届出をすればよいのですが、万が一届出が間に合わないと着工が遅れることになりますので、土地の形質の変更の範囲が確定次第、松江市環境対策課へご相談ください。

Q 3. 3,000 m²の掘削（切土）のうち、2,900 m²は掘削深度が概ね 30cm だが、100 m²は深度 60cm 部分まで掘る。この場合、届出は必要か。

また、形質変更の面積は、深度 60cm 部分の 100 m²だけとなるか。

A 3. ごく一部であっても、最深部が 50cm 以上あれば届出が必要です。また、その場合、掘削面積は 50cm 以上の部分だけでなく、深度 30cm 部分を含むすべての掘削部分の面積の合計となります。（この場合、形質変更の面積は 3,000 m²）

Q 4. 3,000 m²を超える道路工事において、表面のアスファルトを剥いで処分場へ搬出する場合、届け出の対象となるか。なお、剥がすアスファルトの厚みは 10cm である。

A 4. 道路のアスファルト面のみを掘削し、原地盤の形質が変更されない場合は、土地の形質の変更に当たらないため、届け出の対象にはなりません。ただし、アスファルト面よりも深く掘削し原地盤の形質が変更される場合は、土地の形質の変更に当たるため届け出が必要です。

Q 5. 同一計画・目的の工事であり合計すると 3,000 m²を超えるが、飛び地であり、工事が複数年に及ぶ場合は届出対象になるか。

A 5. 飛び地であったり、工事が複数年に及ぶ場合であっても、基本的には対象となります。お早目に松江市環境対策課へご相談ください。

Q 6. 河川や海、湖等の浚渫工事はどうか。

A 6. 浚渫は土地の形質の変更にあたらないため、届出の対象外です。

Q 7. 川岸で砂利を採取する行為はどうか。

A 7. 砂利等を採取する行為により、土地の形状が変更されることになるので、届出の対象となります。

Q 8. 数年にわたる大規模な事業等については、どの範囲で届け出ればよいか。

A 8. 基本的には、年度ごとで届け出てください。

また、単年度では 3,000 m²を満たさず、複数年で計画すると 3,000 m²以上となる事業についても届出が必要ですが、形質変更の範囲が確定する年度ごとの届出で構いません。

Q 9. 届出後、掘削範囲が変更となった。再度届出が必要か。

A 9. 掘削範囲が縮小する分には問題ありませんが、掘削範囲が移動もしくは拡大すると、再度地歴の調査が必要となりますので、再提出してください。

Q 10. 届出後、調査命令が出されるのはどんな場合か。

A 10. 当市で把握している水質汚濁防止法の届出等の情報から土地の履歴を調べ、特定有害物質（p. 12 参照）の使用、保管、飛散等の観点から汚染のおそれがあると判断した場合のみ調査命令が発令されます。

なお、調査命令が発出されるのは掘削部分のみとなります。

Q 11. 調査命令を受けた場合、調査は誰がどのようにして行うのか。

A 11. 調査命令は、法第 3～5 条（土壤汚染のおそれのある土地や、土壤汚染により健康被害が生じるおそれがあると市が認めたときなど）に該当する場合、土地の所有者等に出されるものです。

環境大臣が指定した「指定調査機関」に依頼して調査し、結果を市に報告しなければなりません。

※「指定調査機関」のリスト

環境省ホームページ>水・土壤・地盤・海洋環境の保全>土壤関係>土壤汚染対策法に基づく指定調査機関のページに、全国の調査機関一覧があります。

【参考】要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）及び地下水基準

特定有害物質（法第2条）	指定基準（法第6条第1項第1号）		地下水基準 (単位: mg/l) (施行規則別表第一)
	土壤溶出量基準 (単位: mg/l)	土壤含有量基準 (単位: mg/kg)	
クロロエチレン	揮発性有機化合物 (第一種特定有害物質)	0.002以下	-
四塩化炭素		0.002以下	-
1,2-ジクロロエタン		0.004以下	-
1,1-ジクロロエチレン		0.1以下	-
1,2-ジクロロエチレン		0.04以下	-
1,3-ジクロロプロペン		0.002以下	-
ジクロロメタン		0.02以下	-
テトラクロロエチレン		0.01以下	-
1,1,1-トリクロロエタン		1以下	-
1,1,2-トリクロロエタン		0.006以下	-
トリクロロエチレン		0.01以下	-
ベンゼン		0.01以下	-
カドミウム及びその化合物	重金属等 (第二種特定有害物質)	0.003以下	45以下
六価クロム化合物		0.05以下	250以下
シアン化合物		検出されないこと (遊離シアンとして)	50以下
水銀及びその化合物 (うちアルキル水銀)		0.0005以下 (かつ、アルキル水銀 が検出されないこと)	15以下
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下
ひ素及びその化合物		0.01以下	150以下
ふつ素及びその化合物		0.8以下	4,000以下
ほう素及びその化合物		1以下	4,000以下
シマジン	農薬等 (第三種特定有害物質)	0.003以下	-
チウラム		0.006以下	-
チオベンカルブ		0.02以下	-
ポリ塩化ビフェニル (P C B)		検出されないこと	-
有機りん化合物（パラチオ ン、メチルパラチオン、メチ ルジメトン、E P N）		検出されないこと	-

※「土壤溶出量基準」は、地下水経由の摂取による健康影響の観点から定められています。

※「土壤含有量基準」は、汚染された土壤の直接摂取による健康影響の観点から定められています。